

4 災害復旧・復興計画

| | |
|-----------------------|------|
| 第1章 災害復旧事業の実施 | 4-2 |
| 第1節 公共施設の災害復旧 | 4-2 |
| 第2節 激甚災害の指定 | 4-3 |
| 第2章 被災者等の生活再建等の支援 | 4-7 |
| 第1節 家屋被害判定調査・被災証明書の発行 | 4-7 |
| 第2節 住宅の復旧・再建支援 | 4-11 |
| 第3節 経済秩序安定計画 | 4-17 |
| 第3章 災害復興計画の作成 | 4-19 |
| 第1節 災害復興本部 | 4-19 |
| 第2節 災害復興基本計画の策定 | 4-20 |
| 第3節 分野別緊急復興計画の策定 | 4-22 |

第1章 災害復旧事業の実施

災害復旧は、災害発生後の市民の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図り、施設等を被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧及び改良を行うため、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、財政措置に関する事項を定める。

災害復旧は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長並びにその他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第1節 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧事業の種類

| | |
|----|--|
| 1 | 公共土木施設災害復旧事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川災害復旧事業 ・ 海岸災害復旧事業 ・ 砂防設備災害復旧事業 ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業 ・ 地すべり防止施設災害復旧事業 ・ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・ 道路災害復旧事業 ・ 港湾災害復旧事業 ・ 漁港災害復旧事業 ・ 下水道災害復旧事業 ・ 公園災害復旧事業 |
| 2 | 農林水産業施設事業復旧計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地農業用施設災害復旧事業 ・ 林道施設災害復旧事業 |
| 3 | 都市災害復旧事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 街路災害復旧事業 ・ 都市排水施設等災害復旧事業 |
| 4 | 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設災害復旧事業 |
| 5 | 住宅災害復旧事業計画 |
| 6 | 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| 7 | 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| 8 | 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| 9 | 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| 10 | 文化財災害復旧事業計画 |
| 11 | 中小企業の振興に関する事業計画 |
| 12 | その他の災害復旧事業 |

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害の指定手続

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりとする。

1 指定の基準

激甚災害の指定基準については、以下を参照のこと。

参照

| | |
|-------|------------|
| 別表-40 | 激甚災害指定基準 |
| 別表-41 | 局地激甚災害指定基準 |

2 激甚災害に関する調査

大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

| | |
|---|---|
| 市 | 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。 |
| 県 | 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について必要な調査を実施し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。 |

3 特別財政援助の交付手続

市長（本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、西播磨県民局等県の関係部局に提出する。

| | |
|---|--|
| 市 | 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調査等を作成し、県に提出しなければならない。 |
| 県 | 激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続きその他を実施する。 |

4 激甚災害又は局地激甚災害の指定

激甚災害指定基準による指定は、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

第2 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に係る財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

| | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 公共土木施設災害復旧事業 |
| 2 | 公共土木施設災害関連事業 |
| 3 | 公立学校施設災害復旧事業 |
| 4 | 公営住宅等災害復旧事業 |
| 5 | 生活保護施設災害復旧事業 |
| 6 | 児童福祉施設災害復旧事業 |
| 7 | 老人福祉施設災害復旧事業 |
| 8 | 身体障害者福祉施設災害復旧事業 |
| 9 | 婦人保護施設災害復旧事業 |
| 10 | 感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| 11 | 感染症予防事業 |
| 12 | 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外) |
| 13 | 湛水排除事業 |

2 農林水産業に関する特別の助成

| | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |
| 2 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| 3 | 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 |
| 4 | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 |
| 5 | 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 |
| 6 | 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 |
| 7 | 共同利用小型漁船の建造費の補助 |
| 8 | 森林災害復旧事業に対する補助 |

3 中小企業に関する特別の助成

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| 2 | 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 |
| 3 | 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |

4 その他の特別の財政援助措置

| | |
|---|--------------------------|
| 1 | 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 |
| 2 | 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 |
| 3 | 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 |
| 4 | 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 |
| 5 | 水防資材費の補助の特例 |

| | |
|---|---|
| 6 | り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 |
| 7 | 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 |
| 8 | 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 |

第3 局地激甚災害に係る財政援助措置

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

| | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 公共土木施設災害復旧事業 |
| 2 | 公共土木施設災害関連事業 |
| 3 | 公立学校施設災害復旧事業 |
| 4 | 公営住宅等災害復旧事業 |
| 5 | 生活保護施設災害復旧事業 |
| 6 | 児童福祉施設災害復旧事業 |
| 7 | 老人福祉施設災害復旧事業 |
| 8 | 障害者福祉施設災害復旧事業 |
| 9 | 婦人保護施設災害復旧事業 |
| 10 | 感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| 11 | 感染症予防事業 |
| 12 | 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外) |
| 13 | 湛水排除事業 |

2 農林水産業に関する特別の助成

| | |
|---|--------------------------|
| 1 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |
| 2 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| 3 | 森林災害復旧事業に対する補助 |

3 中小企業に関する特別の助成

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| 2 | 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 |
| 3 | 中小企業者に対する資金の融資に関する特例 |

4 その他の財政援助措置

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の措置がある。

第4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

1 農林漁業災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るための融資である。

市及び関係機関は、災害資金の紹介及び斡旋を行う。

(1) 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、地震によって損失を受けた農林漁業者等は、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件での融資である。

(2) (株)日本政策金融公庫資金

(株)日本政策金融公庫法による農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金、経営再建資金、収入減補填資金、果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧等の融資である。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資である。

市及び関係機関は、災害資金の紹介及び斡旋を行う。

3 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付である。

市及び関係機関は、災害資金の紹介及び斡旋を行う。

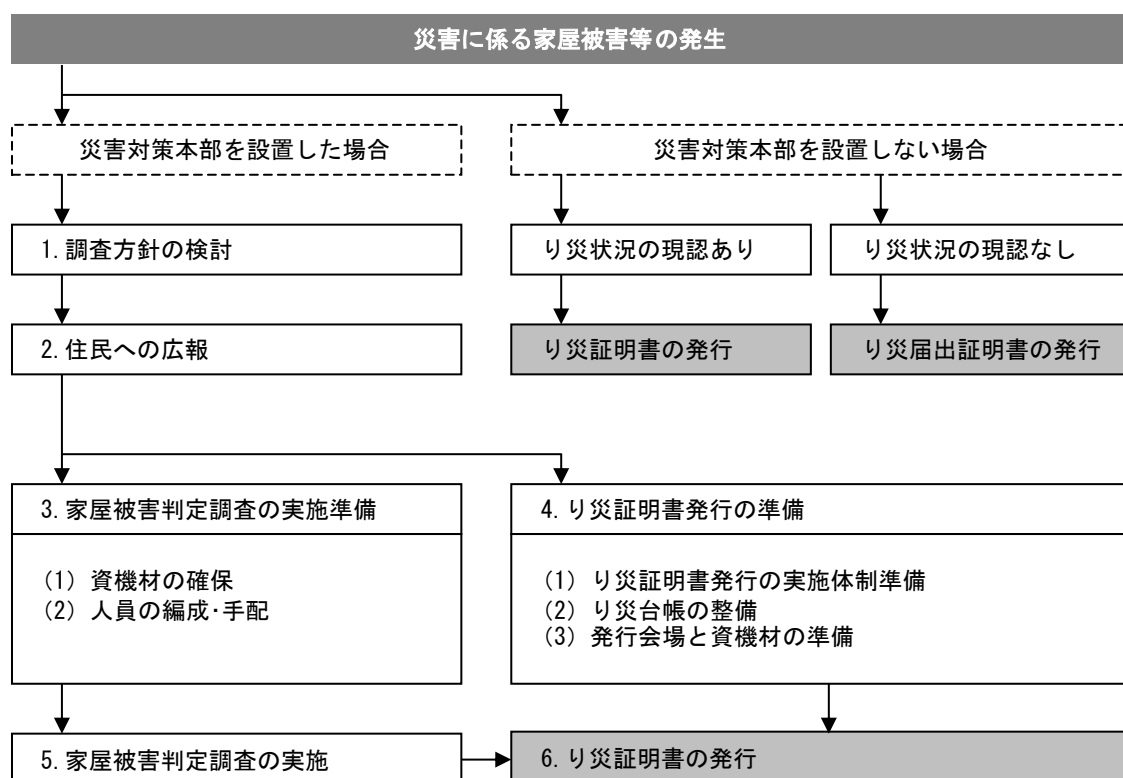
第2章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 家屋被害判定調査・り災証明書の発行

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早急に家屋の被害度合いを判定し、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

第1 家屋被害判定調査・り災証明書の発行の流れ

以下の流れで被害認定調査を実施し、り災証明書を発行する。



第2 調査方針の決定

家屋被害判定調査及びり災証明書発行の方針を決定する。
決定する事項は以下のとおりとする。

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 市民への広報方法 |
| 2 | 家屋被害判定調査の体制及び期間 |
| 3 | り災証明書の発行体制、方法及び発行場所 |

第3 市民への広報

市民に対して、以下の方法により、家屋被害認定調査の内容、目的を周知する。

| | |
|---|---------------|
| 1 | 広報紙等印刷物の発行 |
| 2 | インターネットホームページ |
| 3 | 防災行政無線 |
| 4 | たつの防災防犯ネット |
| 5 | 広報車 |

第4 家屋被害判定調査の実施準備

1 資機材等の準備

| | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達 |
| 2 | 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達 |
| 3 | 住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための書類の準備 |

2 人員の編成・手配

被害調査班は、以下の体制により調査を実施する。

| | |
|---|---|
| 1 | 被害調査班の職員を中心として2人1組の班を構成する。 |
| 2 | 被害調査班は、要員が不足するときは、他部からの応援又は他の市町等へ応援職員を要請する。 |
| 3 | 建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等のボランティアを募集するほか、各士会及び学会等に対して応援を要請する。(建築士にあっては、建築物応急危険度判定調査に引き続き調査の実施を要請する。) |

第5 住家等被害判定調査の実施

1 第一次調査

建築物応急危険度判定調査終了後、市内全域を調査・判定する。

2 第二次調査

第一次調査結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的にできなかった住家等について、申出に基づき、再調査を実施する。

3 調査期間

| | |
|-------|--|
| 第一次調査 | 建築物応急危険度判定調査終了後直ちに開始し、災害発生後30日以内に完了する。 |
| 第二次調査 | り災証明書の発行と併せて再調査の受付を行い、受付開始後2週間以内に完了する。 |

4 判定基準

被害認定統一基準については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）において示された住家等に関する被害認定及び「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）における被害認定基準に基づき、以下のとおりである。

さらに、住家の認定に当たっては、「災害公営住宅の滅失住宅の判定基準（昭和39年8月、大蔵省、建設省協議）」による。

参照

別表-37 被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準（調査判定の基準）

<被害の認定基準（抜粋）>

| 被害種類 | 認定基準 |
|----------------|---|
| 全壊 （全焼・全流出） | <ul style="list-style-type: none"> 住家が滅失したもので、住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が延床面積の70%以上に達したもの。 住家の主要構造部の被害額が住家の時価の50%以上に達したもの。 |
| 大規模半壊 | <ul style="list-style-type: none"> 住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもので、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもの。 住家の主要構造部の被害額が住家の時価の40%以上50%未満のもの。 |
| 中規模半壊 | <ul style="list-style-type: none"> 住家の主要構造部の被害額が住家の時価の30%以上40%未満のもの。 |
| 半壊 （半焼） | <ul style="list-style-type: none"> 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもので、損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの。 住家の主要構造部の被害額が住家の時価の20%以上30%未満のもの。 |
| 準半壊 | <ul style="list-style-type: none"> 住家の主要構造部の被害額が住家の時価の10%以上20%未満のもの。 |

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について」による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」による。

5 調査方法

| | |
|---|---|
| 1 | 棟単位で調査を行う。「家屋被害状況調査票」については、下記に示すとおりである。 |
| 2 | 第一次調査の段階から、調査を行う旨（地区、日程）をあらかじめ市民に広報し、調査家屋に対しては「家屋被害状況調査承諾書」を交わし、可能な限り立入調査を実施することにより、判定に正確を期す。 |
| 3 | 第二次調査時は、必ず居住者又は所有者等立会の上で立入調査を実施する。 |

参照

様式-1 家屋被害状況調査票

様式-2 家屋被害状況調査承諾書

6 判定手順

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 平成21年6月）により、以下の手順で実施する。

参照

資料-37 災害に係る住家の被害調査判定の手順

第6 り災証明書の発行準備

市は、被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、り災者につき必要事項を登録する。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から被災地域全世帯のり災台帳を作成する。 |
| 2 | 住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。 |
| 3 | 住家等被害判定調査の円滑な実施を図るため、調査体制の確立を進める。 |

第7 り災証明書の発行

市は、被災者から申し立てがあったときは、遅滞なく、り災証明書を交付する。り災証明書の交付は、1回限りとする。やむを得ない理由があるときは、写しに奥書証印のうえ、再交付する。

参照

様式-3 り災証明書

第8 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（データベース）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成するに当たって、県に被災者に関する情報の提供を要請する。

被災者台帳は、個人情報の保護に留意しつつ、被災者の援護に必要な限度で、内部での利用及び他の地方公共団体への提供を行う。

<被災者台帳に登録する事項>

| | |
|---|--|
| 1 | (1)氏名 (2)生年月日 (3)性別 (4)住所又は居所 (5)電話番号その他の連絡先 (6)世帯の構成 |
| 2 | 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 |
| 3 | 援護の実施の状況 |
| 4 | 要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由 |
| 5 | り災証明書の交付の状況 |
| 6 | 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| 7 | 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合にはその旨及びその日時 |
| 8 | その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 |

第2節 住宅の復旧・再建支援

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

第1 住宅復旧の主な種類と順序

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入又は補修資金の融資 |
| 2 | 公営住宅法による災害公営住宅等の建設 |
| 3 | 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧 |
| 4 | 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 |
| 5 | 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施 |
| 6 | 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施 |
| 7 | 民間住宅の復興に対する支援 |

第2 災害公営住宅

1 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

2 建設のための要件

(1) 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合

要件は、以下のいずれかに該当すること。

| | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 |
| 2 | 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 |
| 3 | 市の区域内の滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。 |

(2) 火災による場合

要件は、同一期に同一場所で発生した場合、以下のいずれかに該当すること。

| | |
|---|---------------------------|
| 1 | 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。 |
| 2 | 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。 |

3 入居者の条件

入居者の条件は、以下のいずれにも該当すること。

| | |
|---|---|
| 1 | 災害により住宅を滅失した世帯であること。 |
| 2 | 災害発生後3か年は政令月収が21.4万円以下の世帯であること。 (政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12) |

| | |
|---|--|
| 3 | 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。 (ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者としてたつの市営住宅条例(平成17年10月1日条例第132号)で定める者にあつては、本項は適用しない。) |
|---|--|

4 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内(激甚災害の場合は50%以内)

5 規格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

6 国庫補助

標準建設費の2/3国庫補助(激甚災害の場合は3/4)

7 建設年度

原則として災害発生日、やむを得ない場合は翌年度

第3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

1 国庫補助適用の基準

(1) 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。

再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。

(2) 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

(3) 宅地の復旧の場合

① 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

② 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

2 国庫補助率

| 被害別 | 復旧工事別 | 補助率 |
|-----|-------|-----|
| 滅失 | 再建 | 1/2 |
| 損傷 | 補修 | 1/2 |

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

第4 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付け

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

1 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

2 対象となる災害

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 |
| 2 | 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの。 |

3 融資を受けることができる住宅の基準

| | |
|---------------|--|
| 新築家屋の基準 | <p>(建設) 住宅部分の床面積は、1戸当たり 13 m²以上、原則として 175 m²以下であること。</p> <p>(新築住宅購入) 次の①及び②を満たす住宅 ①住宅部分の床面積又は専有面積が 1戸当たり 50 m²以上（マンションの場合は 30 m²）以上 175 m²以下の住宅 ②申込日において竣工日から 2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのない住宅</p> <p>※店舗等の併用住宅は、住宅部分がおおむね 1/2 以上であること。 ※建築基準法その他関係法令に適合すること。 ※各戸に居室、台所及びトイレを備えていること。 ※敷地の権利が転貸借でないこと。 ※木造の場合は 1戸建て又は連続建てであること。</p> |
| リ・ユース(中古)住宅購入 | <p>次の①から③までの全てを満たす住宅 ①住宅部分の床面積又は専有面積が 50 m²(マンションの場合は 30 m²)以上 175 m²以下の住宅 ②申込日において竣工日から 2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 ③機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅</p> |
| 補修の基準 | 床面積・築年数に関する制限はありません。 |

4 条件（平成 30 年 4 月 1 日現在）

| | |
|-------|---|
| 融資限度額 | <p>【建設】 建設資金 耐火・準耐火・木造（耐久性）構造 1,650 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 440 万円</p> <p>【新築住宅購入】 購入資金 2,620 万円 特例加算金 510 万円</p> <p>【補修】 補修資金 730 万円 整地資金又は引方移転資金 440 万円</p> |
| 融資金利 | 基本融資額 年 0.55% 特例加算金 年 1.45% |
| 返還期間 | <p>次の①又は②のいずれか短い期間で設定 ①申込区分・構造等による最長返済期間</p> |

| | | | |
|----|-------------------|------------------------------------|-------|
| | 建設・ 新築住宅購入 | 耐火・準耐火・木造(耐久性) | 35年以内 |
| | | 木造(一般) | 25年以内 |
| | リ・ユース(中古) 住宅購入 | リ・ユース(中古)プラス住宅 リ・ユース(中古)プラマンション | 35年以内 |
| | | リ・ユース(中古)住宅 リ・ユース(中古)マンション | 25年以内 |
| 補修 | 20年以内 | | |

②「80歳」-「完済時年齢の対象となる方の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」

5 融資の手続

融資を希望する者は、市町の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書(その他必要な書類を含む)と併せて郵送で提出する。

第5 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法が平成10年5月15日に成立(平成23年8月30日、一部改正)しており、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図る。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、以下のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

| | |
|---|---|
| 1 | 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町の区域に係る自然災害 |
| 2 | 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町の区域に係る自然災害 |
| 3 | 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 |
| 4 | 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、上記1~3に隣接する市区町(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害 |

2 対象世帯

| | |
|---|---|
| 1 | 住宅が全壊した世帯 |
| 2 | 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 |
| 3 | 災害が継続し、長期(おおむね6か月以上)にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 |
| 4 | 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) |

3 支給条件

(1) 支給金額

住宅の被害等から限度額の範囲内で、支給される。

加算支援金を受給するには住宅を建設するなどの要件があるが、支援金の使途の制限は一切なく、事後の報告も一切ない。

① 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給される支援金)

| | | | | | |
|---------|--------|-------|-------|---------|----------|
| 住宅の被害程度 | | 1. 全壊 | 2. 解体 | 3. 長期避難 | 4. 大規模半壊 |
| 支給額 | 二人以上世帯 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |
| | 一人世帯 | 75万円 | 75万円 | 75万円 | 37.5万円 |

② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給される支援金）

| 住宅の被害程度 | | 建設購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） |
|---------|--------|-------|-------|------------|
| 支給額 | 二人以上世帯 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| | 一人世帯 | 150万円 | 75万円 | 37.5万円 |

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

第6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(公財)共済基金」という。）が共済給付金を給付する。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害とする。

2 共済給付金

| 区 分 | 本制度 【半壊以上を対象とする制度】 | 付加制度 【一部損壊（損害割合10%以上20%未満）を対象とする制度】 |
|-----------------|--|---|
| 住宅再建共済制度 | <ul style="list-style-type: none"> 全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で賃貸住宅等に入居 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> 一部損壊で新たな住宅建築・購入・補修 25万円 一部損壊で住宅補修 25万円 上記以外で賃貸住宅等に入居 10万円 |
| マンション共用部分再建共済制度 | <ul style="list-style-type: none"> 全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 | |
| 家財再建共済制度 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 | — |

(注) 1 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、以下の制約がある。

- ①県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- ②建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は給付対象とならない。
- 2 マンション共用部分再建共済制度
県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。
- 3 家財再建共済制度
賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

3 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付の上、被害住宅のある市町の窓口を通じて（公財）兵庫県住宅再建共済基金に請求する。

4 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内とする。

第3節 経済秩序安定計画

災害により被害を受けた市民に対し、法律又は条例等の規定に基づき、税の徴収猶予及び減免並びに資金の融資等を行うことにより被災者の生活確保を図る。

このとき、必要に応じて、市は、り災証明書を発行する。

第1 市税の賦課徴収及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又はたつの市税条例に基づき、市税の緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講じる。具体的な措置の実施は、総務部が担当する。

| | |
|------------|--|
| 納期限の延長 | 災害により納税義務者が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付（納入）できないと認められるときは、市税の納期限を延長する。 |
| 徴収猶予 | 災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき、1年を超えない範囲において徴収を猶予する。 なお、やむを得ないと認められるときは、更に1年を超えない範囲において延長を行う。 |
| 滞納処分執行の停止等 | 災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の免除等の適切な対応を行う。 |
| 減免 | 被災した納税義務者に対し必要と認められるときは、市税の減免を行う。 |

第2 融資計画

1 市

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、たつの市災害見舞金の支給等に関する条例（平成17年条例第75号）及びたつの市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第76号）に基づき、災害見舞金、弔慰金、障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

参照

| | |
|--------|---------------------------|
| 条例-5~6 | たつの市災害見舞金の支給等に関する条例、同施行規則 |
| 条例-7~8 | たつの市災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則 |
| 制度-1 | 災害弔慰金 |
| 制度-2 | 災害障害見舞金 |

2 県

| | |
|-------------|--|
| 災害援護金 | 県内で発生した災害で被害を受けた、県内に住所を有する被災世帯主及び重傷者に給付を行う。 |
| 生活福祉資金 | 災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生させるため、生活福祉基金福祉費により民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において貸付けを行う。 |
| 母子寡婦福祉貸付金 | 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 |
| 居住安定支援制度 | 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 |
| 兵庫県住宅再建共済制度 | 阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された、住宅所有者間の相互扶助に基づく共済制度。復興に当たって、自助努力や公的支援の不足を補い、県民の安全・安心につなげる。 |
| 中小企業安定資金 | 災害により甚大な損害を受けた中小企業者に対し、その復旧のための資金の融資を行う。 |

参照

| | |
|------|-----------------------|
| 制度-3 | 災害援護金の支給 |
| 制度-4 | 生活福祉資金制度による貸付 |
| 制度-5 | 母子寡婦福祉貸付金 |
| 制度-6 | 被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度） |
| 制度-7 | 居住安定支援制度補完事業 |
| 制度-8 | 兵庫県住宅再建共済制度 |

3 政府系金融機関

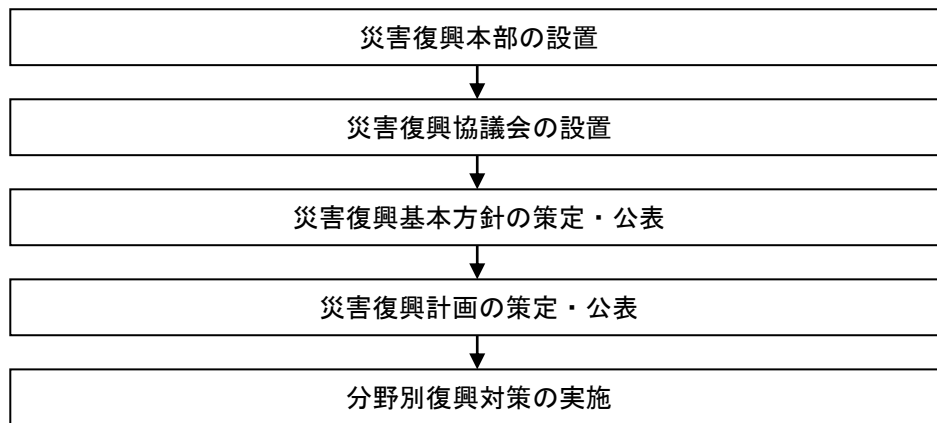
| | |
|----------|---|
| 日本政策金融公庫 | 被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付を行う。 被災者に対して、必要であると認めたときは、償還期間、据置期間の延長、利率の引下げ等の措置を講じることがある。 |
| 商工組合中央金庫 | 激甚災害を受けた中小企業者、中小企業等共同組合等で災害救助法が適用された地域内に事業所を有する者に対して、その再建資金を政令で定める日まで貸し付ける場合においては、中小企業者1人について限度内において貸付けを行う。 |
| 農業漁業関係融資 | <ul style="list-style-type: none"> ・天災資金融資制度 ・農林業施設資金融資 ・農林漁業セーフティネット資金融資 ・林業漁業基盤整備資金融資 |

第3章 災害復興計画の作成

大規模な災害が発生した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、被災者の生活を一日も早く災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることが第一の目的であるが、さらに安全で安心なまちづくりを進め、持続的発展が可能な都市にしていくことを目的として市と市民が協働して取り組むものとする。

<災害復興の流れ>



第1節 災害復興本部

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第1 災害復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織としてたつの市災害復興本部を設置する。

災害復興本部長は市長とし、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部と連絡・調整を行う事務局を設置し、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

1 災害復興本部の廃止

市長は、災害復興に係る事業が進捗し、災害復興本部の目的が達成されたと認めるときは、災害復興本部を廃止する。

第2節 災害復興基本計画の策定

第1 復興計画の基本的な考え方

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんに努める。

第2 復興計画策定の策定

復興計画の策定に当たっては、必要に応じ、復興計画及び必要な事項についての協議を行うための「復興協議会」を設置することができる。

復興計画は、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成するものとし、下記の事項等を定める。

1 復興計画の共同作成

復興計画は、特定被災都道府県と共同して作成することができる。

2 復興計画に記載すべき事項

| | |
|---|---|
| 1 | 復興計画の区域（以下「計画区域」という。） |
| 2 | 復興計画の目標 |
| 3 | 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針 |
| 4 | 特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項 |
| 5 | 目標を達成するために必要な復興整備事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項 |

3 復興計画の公表

復興計画を作成したときあるいは変更した場合は、遅滞なく、これを公表する。

第3 復興計画策定上の留意事項

計画策定に当たっては、以下の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

1 復興計画策定への対応

| | |
|---|---|
| 1 | 市以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得ること。 |
| 2 | 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。 |
| 3 | 復興計画を作成したときあるいは変更した場合は、遅滞なく、これを公表する。 |

2 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

その際、特に女性や障害者、高齢者の参画を促進する。また、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

第4 災害復興基本計画の位置づけ

災害復興基本計画は、復興に係る最上位の計画として位置づけ、復興の基本目標と市が実施すべき復興事業の体系を明らかにする。

第3節 分野別緊急復興計画の策定

第1 暮らしの復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

1 計画の内容

| | | |
|---|------------------------|--|
| 1 | コミュニティづくりと生きがい創造の支援 | 市民やボランティア、NPO などの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等の計画 |
| 2 | 保健・医療・福祉サービスの充実 | 妊産婦・乳幼児の保健活動、成人・高齢者の保健活動（生活習慣病の悪化、増加防止等）、こころのケア対策（PTSD、自殺対策、アルコール問題等）、医療の確保、高齢者・障害者等の家事援助や介護予防等の計画 |
| 3 | 被災児童・生徒への対策 | 学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等の計画 |
| 4 | 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援 | 求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等についての計画 |
| 5 | 安全で快適な住まいの提供 | 応急仮設住宅の早期の供与と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等についての計画 |
| 6 | 相談・情報提供と支援者活動支援 | 相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等についての計画 |

2 暮らしの復興に関する支援策

災害により被害を受けたものに対し、災害見舞金、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

以下の(1)(2)(3)の実施に当たっては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく「たつの市災害見舞金の支給等に関する条例」「たつの市災害弔慰金の支給等に関する条例」に定めるところによる。

参照

条例-5~6 たつの市災害見舞金の支給等に関する条例、同施行規則

条例-7~8 たつの市災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則

(1) 生業に必要な資金の貸与

実施主体：市（市長）

(2) 災害弔慰金の支給

① 実施主体：市（市長）

② 支給基準：「制度-2」のとおり

参照

制度-1 災害弔慰金

(3) 災害障害見舞金の支給

- ① 実施主体：市（市長）
- ② 支給基準：「制度-1」のとおり

参照

制度-2 災害障害見舞金

(4) 災害援護金の支給

- ① 実施主体：県（知事）（市は、被災者への支給について協力する）
- ② 支給基準：「制度-3」のとおり

参照

制度-3 災害援護金の支給

(5) 生活福祉資金の貸付

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 支給基準：「制度-4」のとおり

参照

制度-4 生活福祉資金制度による貸付

(6) 母子寡婦福祉金の貸付

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 支給基準：「制度-5」のとおり

参照

制度-5 母子寡婦福祉貸付金

第2 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

1 計画の内容

(1) 早期の恒久住宅建設

県・市・UR都市機構・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等について計画する。

(2) 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等について計画する。

(3) 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等について計画する。

(4) 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等について計画する。

2 住宅復興に関する支援策

(1) 被災者生活再建支援金の支給

- ① 実施主体：県（知事）（市は、被災者への支給について協力する。）
- ② 支給基準：「制度-6」のとおり

参照

制度-6 被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度）

(2) 居住安定支援制度補完事業

- ① 実施主体：県（知事）
- ② 支給基準：「制度-7」のとおり

参照

制度-7 居住安定支援制度補完事業

(3) 兵庫県住宅再建共済制度

- ① 実施主体：県（知事）
- ② 負担金・支給基準：「制度-7」のとおり

参照

制度-8 兵庫県住宅再建共済制度

第3 都市復興

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

1 計画内容

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 主要交通施設の整備 | 道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等について計画する。 |
| 2 | 被災市街地の整備 | 面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等について計画する。 |
| 3 | ライフラインの整備 | 上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上等について計画する。 |
| 4 | 防災基盤の整備 | 河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等について計画する。 |

2 都市復興に関する支援策

本格的な都市復興・市街地復興を進めるため、地域力を生かした復興のための公共事業支援策を講じる。

<支援策一覧>

| 支援策 | 実施主体 |
|--------------|--|
| 市街地再開発事業 | 個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社 |
| 都市防災総合推進事業 | 市、独立行政法人都市再生機構等 |
| 土地区画整理事業 | 個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等 |
| 街なみ環境整備事業 | 市、土地所有者等 |
| 住宅市街地基盤整備事業 | 市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 |
| 住宅市街地総合整備事業 | 市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 |
| 住宅地区改良事業 | 市 |
| 小規模住宅地区等改良事業 | 市 |
| 優良建築物等整備事業 | 市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 |
| 防災集団移転促進事業 | 市 |

第4 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業については、事業継続の視点から検討を行い、既存産業活動の早期復旧・復興、又は新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

1 計画内容

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 1 | 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築 | 相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等についての計画 |
| 2 | 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成 | 次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等についての計画 |
| 3 | 産業配置と広域的連携 | 新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等の計画 |
| 4 | 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成 | 地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等についての計画 |

2 市税の減免その他の支援

必要に応じ、市税の納期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免等の被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

(1) 税の減免等

災害対策基本法第85条の規定により、被災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、国税その他国の徴収金、地方税その他地方公共団体の徴収金について軽減、免除、徴収猶予その他必要な措置を受けることができる。

(2) 自立支援

| | |
|--------|---|
| 情報提供 | 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、同様に周知するための広報・連絡体制を構築する。 |
| その他の支援 | 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。 |